

介護老人保健施設 寒河江やすらぎの里

訪問リハビリテーション 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(山形県指定 第0651280000号)

目 次

1. 施設経営法人
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況及び職務内容
4. サービス内容
5. 当事業所が提供するサービスの利用料金
6. サービスの提供にあたって
7. サービス提供にあたっての留意事項
8. 緊急時における対応について
9. 事故発生時の対応について
10. 身分証携行義務
11. 心身の状況把握
12. 高齢者虐待防止について
13. 非常災害対策について
14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置
15. 業務継続計画の策定について
16. 身体の拘束について
17. 守秘義務について
18. 個人情報の保護について
19. サービス提供の記録
20. 苦情の受付について
21. 連帯保証人の設定
22. 第三者による評価の実施状況
23. その他

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 妙光福祉会
- (2) 法人所在地 山形県山形市蔵王上野920番地
- (3) 電話番号 023-688-6266
- (4) 代表者氏名 柳 生 法 雄 (理事長)
- (5) 設立年月日 昭和59年9月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション
- (2) 事業の目的 訪問リハビリテーションは理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、その利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能維持回復を図ることを目的として、サービスを提供します。
- (3) 本体事業所の名称 ①介護老人保健施設 寒河江やすらぎの里
サテライト事業所の名称 ②介護老人保健施設 寒河江やすらぎの里
訪問リハビリテーション 金井サテライト
- (4) 事業所の所在地 ①山形県寒河江市本楯二丁目24番地1
サテライト事業所所在地 ②山形市内表東1番地
- (5) 電話番号 0237-83-0566
- (6) 施設長氏名 山下 淳
- (7) 管理者氏名 江口 真紀
- (8) 事業の運営方針 ①訪問リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資

するよう目標を設定し、計画的に行うものとし、また、事業所自らその質の評価を行い、改善を図るものとし
ます。

②サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等
について理解しやすいよう説明を行います。

③事業の実施にあたっては関係機関と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(9) 開設年月日 平成23年9月1日

(10) 通常の事業実施地域 寒河江市 山形市

※実施地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(11) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の祝日及び12月31日から1月3日の年末年始は 休業します。)
営業時間	午前9時00分から午後4時00分まで

3. 職員の配置状況及び職務内容

当事業所では、利用者に対して訪問リハビリテーションを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

※()は兼務

職種	人数	職務内容
医師	(1)	
管理者	1 (1)	相談受付
理学療法士	1	相談受付 実施計画立案リハビリテーション
作業療法士	0	
言語聴覚士	0	

4. サービスの内容

サービスの区分と種類	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
サービスの内容	理学療法士や作業療法士が利用者のご自宅に訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものになるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力、体力、バランスの改善、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

5. 当事業所が提供するサービスの利用料金

当事業所が、利用者に提供するサービス料金は下記のようになります。またご利用時に介護保険証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

〈利用料金〉

介護保険の給付の対象となる利用料金（利用料金のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものと致します。）

（1）要介護の方（要介護度による区分なし）

（単位：円）

サービス内容	利用料金	利用者負担額			備考
		1割	2割	3割	
訪問リハビリテーション	3,080	308	616	924	1回20分
短期集中リハビリテーション 実施加算※1	2,000	200	400	600	週2回以上 1日40分以上
サービス提供体制 強化加算 I	60	6	12	18	勤続年数が7年以上の ものが配置されている
リハビリテーション マネジメント加算(イ)	1,800	180	360	540	※2
リハビリテーションマネジメント 加算に係る医師による説明	2,700	270	540	810	※3
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200	1,800	退院時につき1回に限る

診療未実施減算	-500	-50	-100	-150	※4
---------	------	-----	------	------	----

※1 短期集中リハビリテーション実施加算は、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日、又は要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施する。

※2 医師がリハビリテーションの詳細な支持を実施し指示の内容を記録する。

訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しをする。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、他の事業所にリハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する。

リハビリテーション会議を開催し利用者の状況等を構成員と共有する。会議録を記録する。会議は概ね3ヵ月に1回開催し進捗状況を確認しリハビリテーション計画書を見直しをする。

※3 リハビリテーション事業所の医師が利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合に加算する。

※4 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算する。

(2) 介護予防の方

(単位：円)

サービス内容	利用料金	利用者負担額			備考
		1割	2割	3割	
介護予防 訪問リハビリテーション	2,980	298	596	894	1回20分
短期集中リハビリテーション 実施加算	2,000	200	400	600	※1
サービス提供体制 強化加算 I	60	6	12	18	勤続年数が7年以上のものが配置されている
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200	1,800	退院時につき1回に限る
利用開始した日の属する月から起算して12月を越えた場合の減算	-300	-30	-60	-90	※3
診療未実施減算	-500	-50	-100	-150	※4

- ※1 要介護の短期集中リハビリテーション実施加算と同様。
- ※2 要介護のリハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明と同様。
- ※3 算定要件を満たした場合には減算はなしとする。
- ※4 要介護の診療未実施減算と同様。

(3) その他の利用料金

交通費	<p>寒河江市、山形市の方は無料です。</p> <p>寒河江市、山形市以外の場合は、事業所からの距離に応じて交通費をいただきます。</p> <p>事業所から半径5 km以上～7 km未満 (100円)</p> <p>事業所から半径7 km以上～9 km未満 (200円)</p> <p>事業所から半径9 km以上～11 km未満 (300円)</p> <p>事業所から半径11 km以上～ (400円)</p> <p style="text-align: right;">(2 km毎100円加算)</p>
キャンセル料	<p>キャンセル料はいただきません。</p> <p>できるだけ前日までご連絡ください。</p>
作業活動費	<p>作業活動に必要な物品購入費は自己負担となります。</p>

(4) 利用料金のお支払方法

利用料金は、前月料金の合計額の請求書および明細書を、毎月15日頃まで発行いたします。

支払の方法は原則として、利用者及び連帯保証人が指定する金融機関口座より毎月自動振り替えとなります。ただし状況に応じて、話し合いの上双方合意した方法にて行うこともあります。

領収書は入金確認後、翌月請求書と同封させていただきます。なお、自動振替手数料については利用者様ご負担になりますのでご了承ください。

金融機関名	手数料	振替日 (休日の場合は翌営業日)
きらやか銀行	50円(税別)	25日
その他の金融機関	130円(税別)	26日

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2カ月以上延滞し、さらに支払の督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護・要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。

被保険者の住所など変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。

- (2) 利用者が要介護・要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護・要支援認定の更新が遅くとも利用者が受けている要介護・要支援認定の有効期間が終了する30日前になされるよう必要な援助を行うものとします。
- (3) 理学療法士、作業療法士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得たうえで訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画書は利用者に交付します。
計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7. サービス提供に当たっての留意事項

当事業所はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) 利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (5) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除等）
- (6) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (7) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむえない場合を除く）
- (8) その他利用者又は家族等に対して宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為
- (9) ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）

行為をしないで下さい。例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等

(10) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載しないで下さい。

(11) その他、管理上必要なことについてご理解下さい。

8. 緊急時における対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先に連絡いたします。

①主治医 (氏名)	(医療機関名等)	
連絡先	(電話)	
②ご家族等連絡先 氏名及び続柄		(続柄)
住所		
連絡先	(電話)	(携帯電話)
③ご家族等連絡先 氏名及び続柄		(続柄)
住所		
連絡先	(電話)	(携帯電話)

9. 事故発生時の対応について

利用者の安全確保を第一に、職員の意識の統一、知識の普及・啓発 に努め事故「0」を目指しています。

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は山形県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

尚、事故発生に際してとった対応、処理について記録いたします。また、介護保険サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 身分証携行義務

訪問リハビリテーションを行う職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者のご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 心身の状況把握

訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとしします。

12. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 管理課長 古里みどり
- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (5) 職員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (6) サービス提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 非常災害対策について

事業所は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備え、定期的に必要な訓練を行います。

1 4. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

1 5. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

1 6. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

1 7. 守秘義務について

利用者個人情報及びそのご家族の方の個人情報の扱いについては、十分な配慮を行うとともに、職員をはじめ実習生を受け入れる際にも守秘義務について厳守します。また、サービス担当者会議や居宅介護支援事業所、他のサービス機関等への情報提供を行う際は、ご本人及びご家族より同意を得たうえで行います。

山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町二丁目3番 31号 023-626-1755
山形市福祉推進部 介護保険課	山形市旅籠町二丁目3番25号 023-641-1212

2 1. 連帯保証人の設定

- (1) 契約者が契約の有効期間中に自己決定・自己判断能力が低下する場合に備え、契約者のご家族等をあらかじめ連帯保証人として定めます。
また、契約時既にこの能力が欠けている場合は、連帯保証人と契約を締結いたしません。
- (2) 連帯保証人は、この契約者の身元を保証し、契約者の金銭等に関する全ての事項において連帯責任を負うものとします。なお、連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金50万円とします。
民法第465条の2（個人根保証契約の極度額の設定）

2 2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況はありません。

2 3. その他

やまがた介護事業者認証評価制度による認証
(令和7年3月1日認定更新)

※この重要事項説明書は「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第83条及び「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに、指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）」第84条の規定に基づき、利用者またはご家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションのサービス開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	〒991-0049 寒河江市本楯二丁目24番地1	
	名称	社会福祉法人妙光福祉会 介護老人保健施設 寒河江やすらぎの里	
	説明者	所属	介護老人保健施設 寒河江やすらぎの里 訪問リハビリテーション
		氏名	

私は、本書面を受理し、事業者からの説明を受け本内容に同意します。

利用者	住所	〒 -	
	氏名		印
連帯保証人	住所	〒 -	
	氏名		印

※本重要事項説明書と同時に「契約書」に署名・捺印し契約開始となる。

利用者個人及びその家族の情報の情報を用いる場合の同意書

私は、介護老人保健施設寒河江やすらぎの里 訪問リハビリテーションを利用するにあたり、私個人に関わる情報、及び家族の個人情報（世帯の状況や介護者の状況等）について、下記により必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

なお、そのほか必要な事項については、その都度同意します。

記

1.使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるようにあたり、サービス担当者会議において私及び家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記（1）以外介護サービス提供の連絡調整に必要な場合。
- (3) 現に介護サービス提供を受けている場合で、私が体調を崩しましたは事故等で医療機関を受診した際に関係者に説明をする場合。

2.使用する期間

- (1) サービス提供を受けている期間
- (2) サービス提供を終了し、介護保険法で定められている保管期間（終結5年）終了後の個人情報は、裁断、焼却等により廃棄します。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代筆者氏名 _____ 印（続柄 _____）

ご家族氏名 _____ 印（続柄 _____）

介護老人保健施設寒河江やすらぎの里 訪問リハビリテーション 管理者 様